

## ■会議結果の概要

会議の名称
財政健全化判断比率及び資金不足比率審査
開催日時
令和6年8月5日（月） 午前9時57分から午前10時42分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他3名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等） (審査の経過については非公開) 令和5年度北名古屋市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査 審査結果（別紙のとおり）
非公開の理由 監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先 監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

6 北監第 37 号  
令和 6 年 8 月 6 日

北名古屋市長 太田 考則 様

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 井上 一男

令和 5 年度北名古屋市財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査  
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度北名古屋市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

# 令和5年度 財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

令和5年度北名古屋市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月5日まで

## 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された令和5年度北名古屋市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	備考
1 実質赤字比率	—	—	12.53%	
2 連結実質赤字比率	—	—	17.53%	
3 実質公債費比率	5.2%	5.7%	25.0%	
4 将来負担比率	—	5.5%	350.0%	

- \* 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「—」で表示する。
- \* 将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合は、将来負担比率を「—」で表示する。
- \* 早期健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

## (2) 個別意見

### ア 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、黒字決算であるため算出されず良好である。

### イ 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、黒字決算であるため算出されず良好である。

### ウ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は5.2%で、前年度に比べ0.5ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を下回り良好である。

### エ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、将来負担額を上回る充当可能財源等があるため算定されず良好である。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 令和5年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の対象

令和5年度北名古屋市の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月5日まで

## 3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された令和5年度北名古屋市の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

公営企業会計 の 名 称	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	経営健全化基 準	備 考
北名古屋沖村西部 土地区画整理事業 特 別 会 計	—	—	20. 0 %	地方公営企業法 法非適用企業
下水道事業会計	—	—	20. 0 %	地方公営企業法 法適用企業

- \* 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。
- \* 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、歳入額が歳出額を上回っており、資金不足はなく良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。